

平成 30 年度

第 11 回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成 31 年 2 月 14 日

湯沢市農業委員会

第 11 回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成 31 年 2 月 14 日 (木) 午後 2 時

場所 湯沢市役所会議室 4 1

開会 午後 2 時 04 分

閉会 午後 2 時 53 分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1 番	麻生 良子	12 番	川崎 秀悦
2 番	宮原 正明	13 番	加藤 エリ子
3 番	高橋 郁夫	14 番	高橋 忠雄
4 番	杳澤 弥	15 番	佐藤 栄子
5 番	伊藤 秀郎	16 番	瀬川 等
6 番	高橋 廣尚	17 番	水戸 義昭
7 番	能登 公平	18 番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
9 番	高橋 敬悦	19 番	半田 好廣 (会長)
10 番	高橋 伸太郎		

2) 欠席した委員

8 番	藤谷 清志
11 番	姉崎 与志弘

3) 遅刻した委員

なし

19 名中 17 名出席
(午後 2 時 04 分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 査	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

- ・報告第11号 第7回運営委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 申請許可状況

3. 議 案

- | | |
|--------|--|
| 議案第44号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第45号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第46号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第47号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について |
| 議案第48号 | 平成31年度湯沢市農業委員会事業計画（案）について |

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時 4 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 17 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、8 番 藤谷 清志 委員、11 番 姉崎 与志弘 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、6 番 高橋 廣尚 委員、7 番 能登 公平 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 4 件、議案 5 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、報告第 11 号 第7回運営委員会の報告をお願いします。</p> <p>(19 番 小嶋 幸吉 会長職務代理者、挙手)</p>
議 長	<p>19 番 小嶋 幸吉 会長職務代理者。</p> <p>(第4回運営委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>ただいま、小嶋会長職務代理者より報告がありましたが、「賃借料情報の提供について」を事務局より説明願います。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(「賃借料情報の提供について」朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第 11 号 第7回運営委員会報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>

佐藤班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は 13 件、面積 53,115 m²であります。解約理由は、整理番号 90 号と 102 号は借人の都合によるため、整理番号 91 号は高齢化のため、整理番号 92 号、96 号、101 号は第 3 者へ利用権設定するため、整理番号 93 号、94 号と 100 号は第三者へ所有権移転するため、整理番号 95 号は賃借人の申出に合意したため、整理番号 97 号は自作するため、整理番号 98 号は借人が病気のため、整理番号 99 号は兼業による経営縮小のための解約となっております。</p> <p>次に、3 ページをご覧ください。2 使用貸借契約合意解約は 1 件、面積 5,818 m²であります。解約理由は、第三者へ利用権を設定するためとなっております。</p> <p>次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件 2 件の内、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要が無い 4 条申請 1 件については 1 月 15 日付で許可し、5 条申請 1 件は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、1 月 28 日付けで許可したことを報告いたします。報告は以上であります。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決</p>

	<p>定を要す。平成 31 年 2 月 14 日提出。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。使用貸借権設定整理番号 13 号と所有権移転整理番号 50 号は関連事案ですので一括して説明いたします。使用貸借権設定は、地目が田、面積 939 m²と地目が畑、面積 2,313 m²の、計 3,252 m²であります。申請事由は経営移譲による経営譲受となっております。所有権移転は、地目が田、面積 1,060 m²と地目が畑、面積 690 m²の、計 1,750 m²であります。申請事由は生前の部分贈与によります受贈となっております。</p> <p>次に、議案書 6 ページをご覧ください。所有権移転整理番号 48 号は、地目が田、面積 1,174 m²、申請事由は経営拡張、売買価格は総会資料記載のとおりであります。同じく整理番号 49 号は、地目が田、面積 9,771 m²、申請事由は贈与による受贈となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>
1 番	<p>所有権移転申請番号 49 号の譲受人は、耕作面積が 0 m²で職業が農業となっているのはなぜか</p>
佐藤班長	<p>譲受人は譲渡人の弟であり、今回贈与する農地は譲受人が実質的に経営していることから、職業を農業と表記しております。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 44 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯</p>

議 長	<p>沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 31 年 2 月 14 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 8 ページと 9 ページにあります利用集積計画整理番号 503 号から 509 号は、16 番 瀬川 等 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。利用集積計画 503 号から 509 号を審議しますので、16 番 瀬川 等 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(16 番 瀬川 等 委員、退席) (午後 2 時 26 分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画整理番号 503 号から 509 号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号 503 号から 509 号は、賃貸借権が 7 件、面積 50,348 m²であります。新規の設定が 2 件、再設定は 5 件であります。賃料につ</p>

	<p>いては総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>
6番	<p>整理番号 504 号の賃貸人の耕作面積より申請土地の面積が多いのはなぜか</p>
高橋主査	<p>申請土地は、別の方との利用権設定期間満了により返還を受け、引き続き賃借人を変更して利用権の設定を行うものであります。ご指摘のとおり、再設定でないことから、本来、賃貸人の耕作面積に加えるべきでありました。</p>
議長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 503 号から 509 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(16番 瀬川 等 委員、着席) (午後2時29分)</p>
議長	<p>次に、議案第45号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議長	<p>佐藤班長。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 45 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 10 ページと 11 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 5 件、面積は 23,241 m²であります。新規の設定は 4 件、再設定が 1 件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 45 号農業経営基盤強化促進法の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 46 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、議案第 47 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>佐藤班長</p> <p>(議案第 46 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、議案第 47 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p>

佐藤班長	<p>議案第 46 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 31 年 2 月 14 日提出。議案第 47 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。平成 31 年 2 月 14 日提出。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書 14 ページ上段にあります農地中間管理事業利用集積計画整理番号 515 号は、9 番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。利用集積計画 515 号並びに配分計画案整理番号 525 号を審議しますので、9 番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p>
議長	<p>(9 番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後 2 時 34 分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>(議案第 46 号利用集積計画整理番号 515 号と議案第 46 号農地中間管理事業配分計画案整理番号 525 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 14 ページをご覧ください。利用集積計画整理番号 515 号は経営縮小による貸付であります。面積は、賃貸借権で 5,282 m²であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われます。配分計画案整理番号 525 号は経営拡張による借り受となっております。賃料については、総会資料</p>

議 長	<p>記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定広告は平成 31 年 3 月 26 日となっております。説明は以上であります。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。この集積計画と配分計画について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、この集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画 515 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案 525 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願いします。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 2 時 36 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 46 号、議案第 47 号議事参与制限以外の案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長</p> <p>(議案第 46 号利用集積計画整理番号 515 号と議案第 47 号農地中間管理事業配分計画案整理番号 525 号以外の案件について、朗読説明)</p>

佐藤班長	<p>議案書 14 ページ上段整理番号 510 号から 16 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は 9 件、61,488 m²となっております。貸付理由は経営縮小が 7 件、農業廃止が 2 件となっております。次に配分計画案は 9 件、すべて経営拡張による借り受けとなっております。すべての集積計画及び配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。使用貸借権設定以外の賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われまます。県の配分計画の決定広告は平成 31 年 3 月 26 日となっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。議事参与制限以外の集積計画と配分計画案について何かご質問ございませんか。</p>
16 番	<p>配分計画案整理番号 528 号の株式会社やまだテロワールについて説明願いたい。</p>
高橋主査	<p>主食集荷業者の山内儀助商店が設立した、農地所有適確法人であります。山田地区において組合員を対象とした集積を進めており、更に拡大する計画であります。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、議事参与制限以外の集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画 510 号から 514 号と 516 号から 519 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めま</p>


	<p>す。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。配分計画案 520 号から 524 号と 526 号から 528 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、農地中間管理事業（移転）について審議しますので、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>(議案第 47 号農地中間管理事業配分計画の案（移転）について、朗読説明)</p> <p>議案書 17 ページと 18 ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）、上から 4 段目の配分計画案整理番号 3 号であります。移転理由は分散錯圃の解消となっております。配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料及び計画の終期については、移転のため変更は無く総会資料記載のとおりであります。県の配分計画の決定公告は平成 31 年 2 月 26 日となっております。説明は以上であります。</p>
議長	<p>配分計画案の質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第 47 号の配分計画案を計画のとおり決定することと致</p>

<p>議長</p>	<p>します。</p> <p>次に、議案第 48 号「平成 31 年度湯沢市農業委員会事業計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>（佐藤班長、挙手）</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>（議案第 48 号「平成 31 年度湯沢市農業委員会事業計画（案）について」、朗読説明）</p> <p>議案第 48 号「平成 31 年度湯沢市農業委員会事業計画（案）について」平成 31 年度湯沢市農業委員会事業計画（案）を別紙のとおり定めることについて、同意を要す。平成 31 年 2 月 14 日提出。</p>
<p>議長</p>	<p>（平成 31 年度湯沢市農業委員会事業計画（案）を朗読、説明）</p> <p>議案第 48 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第 48 号について採決を行います。事業計画の案について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 48 号「平成 31 年度湯沢市農業委員会事業計画（案）について」は、同意することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>（午後 2 時 53 分終了）</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

平成31年2月14日

議長 半田好廣 

署名委員 6番 高橋廣尚 

署名委員 7番 能登公平 